

# 公教育の危機と親の教育権

北川 邦一

## (一) 公教育の危機と教育権

### (1) 公教育

公教育とは、簡潔に言って、「公の性質」をもつ教育、すなわち、みんなの教育である。この要因として、少なくとも次の三点があげられる。1.その教育の組織編成の主体を含むあり方・過程が公の性質を有する。つきつめて言えば、人間の在り方の普遍性に沿っているということであり、国際人権規約などがその一応の基準である。同時に、現代では、基本的に当該社会の主権者人民の承認を得ていることが要件であろう。2.教育の目的・内容が公の性質を有する。例えば、日本では、具体的には、教育基本法を基準とすることができよう。3.その教育を受ける機会がみんなに開かれている。このことを日本国憲法第26条は等しく教育を受ける権利として保障している。

### (2) 公教育学校

教育そのものは、家庭、近隣・地域社会、企業等々、あらゆる機会・場所において行なわれ得る。学校は、教育・学習を行なうことを専門としており、その特別の教育力を担うものとして次の要件を備えている。1.系統的な教育計画・教育課程、2.教える者と学ぶ者を中心とする人々の継続的な組織、3.その教育のための物的・場所的な条件。公教育学校とは、これらの要件をも含めて、その教育が公の性質をもつように、民主主義的な法の保護、助成、規制等の関与を受けるものである。

### (3) 教育権

教育権とは、個人、集団・組織体等の諸主体の教育に関する権利、権限、権能を言う。その基底には、教育かくあるべし、教育に関して人はかく行動すべしという一定の基準、すなわち教育規範が存在している。教育権の根本問題は、どのような人格・能力・資質を育成し、どのような知識・技能等を伝承・発展するかという目的としての人間的価値とその実現に至る手段方法的価値とを含めた、教育的価値に基づく規範の問題である。

人々は、労働者、農民、経営者、技術者、科学者、消費者、作家、歌手、観客、読者、納税者、選挙人、立候補者等々としてのその経済的、文化的、政治的な生活の中で、生活

## 公教育の危機と親の教育権

者、生産者、文化の創造者、主権者等々としての人間がそれにふさわしい知識や技能、習熟、体力、情操、徳性、人格の諸特質を身に備えるべきことを感じとり、意識し、それらを教育を通じて子どもたち、後輩、仲間やまた自分自身のうちに形成したいと願う。これはそれ自体、社会の経済的、文化的、政治的機能を発展させる要因であるとともに、教育的価値の根源的な創造力である。また、教育は、本質的に、教育をする者と教育を受ける者相互の敬愛と協力によって成立する。この相互の敬愛と協力の関係は、強者の慈悲や思いやりや寛容の精神を主とすることによってではなく、関係者の民主的な権利の保障の上にこそ形成されるべきものである。

人民の主権によって、一部の人々の教育に対する特権的な支配を排して、人々がもっている教育的価値の創造・実現の力を法に基づく自由、すなわち権利としてその可能性を保障することこそ、民主主義的な教育権確立の運動の課題である。

世界史的には、芸術・科学等の教授の自由、学校設置の自由、学校選択の自由、中等教育・高等教育を無償で受けること等が人権として確立されてきつつある。現代では、教育は巨大な制度をなしている。教育権は、教育実践のみならず学校の運営、さらには教育制度の組織運営にわたって争われる。

## (4) 公教育の危機

今日のわが国における公教育の危機は、受験地獄・偏差値主義、管理主義的教育、体罰、いじめ、高校中退、登校拒否などとして現象している。その基盤には、独占的大資本とその国家がすすめてきている弱肉強食の生存競争の組織化、そのための社会制度の再編、「行政改革」などがある。臨教審を拠り所とした「教育改革」なるものは、教育を荒廃させてきた真の原因をなすこれらの路線の一環をなすものであって、戦後の憲法・教育基本法に基づく教育制度を解体することによって結果的には一層の教育荒廃をもたらす性質のものである。危機に立たされているのは、真理と民主主義と平和と労働と健康を価値として各人の自主性と相互の信頼によってすべての個人とその人格・能力の全面的な発達を図ろうという教育である。

## (5) 教育改革と教育権

今日の日本の公教育の危機は、教育権の問題としては、次の点にある。①教育が本質的に関係者の自主性・自律性によって成立するものであるにもかかわらず、学校の自治が基本的に認められていないこと。②教育を受ける児童・生徒やその親の学校運営への権利ある参加の制度が成立していないこと。③教育委員会法の地方教育行政の組織及び運営に関する法律への改悪以来、基本的に、地方教育行政への住民参加の制度が失われていること。④戦後一定程度形成されてきた教職員の教育権限、学校運営にかかわる権限さえ任命制主

任制度、初任者研修制度、教育職員免許法の「改正」等をしてこととして分断・無力化しつつ、⑤国家・行政権力主導のもとに、「教育改革」の名によって、憲法・教育基本法制度を根底から覆し、「新自由主義」政策に照応するいっそう選別・競争主義的、国家主義的な教育と教育制度の再編成とがすすめられようとしていること。

このような公教育の危機を克服し真に人民のものたり得る教育改革をすすめるためには、①憲法・教育基本法に沿った民主主義教育とその制度を守り発展させるような国・地方レベルでの民主主義的な政治の力を発展させること、②一般国民・住民の教育要求実現の運動を発展させること、③教職員組合を中心とした教職員の運動により教職員の民主主義的な教育の自由と権利・権限を守り発展させること、④様々な教育実践サークル、教育研究団体、研究者の教育研究等を通じて民主主義教育の教育実践の交流・研究の運動をすすめることなどが必要である。そして、これらはそれ自体、教育権の観点からすれば、人民主権（国民主権）・住民の自治権、一般人民・住民の教育権、教職員の教育権、父母の教育権等を実質的に獲得・発展させることでもある。⑤そして、これらと重なりあって、とりわけ、公教育の基本的な単位としての個々の学校において学校の民主化を推進し学校ぐるみで日常の学校教育を通して民主主義の教育を推進するような態勢と仕組みをつくってゆくことが、いま、最も基本的に必要なことと考えられる。そこで、次に、とりわけて、学校における教育権の問題について述べる。

## （二） 学校の自治と生徒・父母、教職員、一般住民・国民の教育権

### （1） 現行制度と行政解釈の問題点

わが国の制度においては学校は法的人格を認められていない。しかも、国家行政当局者の見解においては、学校は学校設置者の機関として位置づけられ、学校の構成要素に児童・生徒・学生は含められず、入学は設置者と生徒等との学校の利用関係の設定であり、在学関係の法的性格は国公立学校の場合は営造物の利用関係、私立学校の場合は民法上の契約関係であるとされている。このような位置づけによって、実質的には、学校の設置者（国、地方公共団体、学校法人）の学校管理機関にすぎない文部大臣、教育委員会もしくは地方公共団体の長、理事が他の関係者の権利・権限を損ないつつ学校を支配する傾向が大きく生じている。ここに欠落しているのは学校の中心的存在である児童・生徒・学生及び教職員の主体性の法的な保障、とりわけ前者のそれである。

### （2） 学校における教育権と学校の自治

学校における教育権、学校の自治に関しては次のように考えられる。

人々は教育に対する主権者人民、自治権者住民という共通の立場にあるとともに公教育

## 公教育の危機と親の教育権

学校の教育に対しては次のように区別される立場に立っている。

①教育を受ける者＝幼児・児童・生徒・学生、②教育をする者＝教職員、③学校の設置者の実体を成す一般人民、住民、学校設置有志者。

教育の自主性・自律性の保障という観点からは、これらの立場に固有の質を認め、この各集団における民主主義と集団相互の交渉と合意によって学校を運営することが必要である。

第一に、およそ、生徒等教育を受ける者の存在を抜きにした学校の存在は考えられず、教育学的には生徒が学校の構成員であることは言うまでもない。学校においては、教育を受けて学習・成長・発達する当の子ども・青年の意思が實際上、したがってまた、当然、法的にも尊重されなければならないことは言うまでもない。学校の運営、さらには、教育制度の運営に生徒・父母・学生の民主主義的な権利としての参加の制度を設けることは「平和的な国家及び社会の形成者」(教基法1条)としての国民を育成するという教育基本法の精神に沿ったものであるとともに、近年のヨーロッパ諸国の動向にもみられるように、人類的な普遍性のあることである。それはまた、戦後教育制度における民主主義を補充発展させるものである。

第二に、学校教育に対して一般人は、国、地方公共団体の構成員として、あるいは学校法人設立に関与する有志として国、地方公共団体、学校法人の学校の設置目的・目標・基本方針の形成、物的経済的条件の整備を中心とした教育意思の決定に参加してその教育権を行使する機会をもつべきである。ところが、現実にはこれらの者の教育意思は、固有のものとして表明される機会ほとんどないままに教育行政機関を通じて特権的な少数者の主導するところが大勢となっている。その特徴的な例が地方公共団体の長が当該団体の議会の同意を得て教育委員を任命し、また、文部大臣あるいは都道府県の教育委員会という「上級」教育行政機関の承認を得て教育委員会が教育長の任命すること等となっている現行地方教育行政の組織及び運営に関する法律による現行地方教育行政の制度と実態である。中野区の教育委員「準公選」を一つの参考例として、現在の状況に応じたなんらかの教育委員会委員の公選を実現する道を追求することは、教育基本法第10条第1項の「教育は国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」との規定により教育委員会法(旧法)において実現されたが地教行法により損われた戦後民主主義教育改革を正当に継承することである。

第三に、戦後、憲法・教育基本法制度のもとで一定程度形成されてきた学校における教職員の職務上の自由・権限も既述のように脅かされている。文部省とこれに追従的な教育委員会は職員会議は校長の諮問機関にすぎないとして、教職員による民主主義的な学校運営を無力化しようとしている。このような行政権力による影響と「行革」「税制改革」等による弱肉強食の風潮の強まりの中で、学校においても体罰や管理主義教育が進行し、いじ

め・登校拒否・中途退学等に学校として適切に対処できない事態も相当生じている。行政権力の主導により教職員にまで少なからず浸透した管理主義の圧力をはねのけて学校における教職員の自由と権利・権限を守り発展させるためには、子ども・青年、その父母と連帯して子ども・青年の自主的自発的意思を尊重し学校はどのようにすればその学習・発達に寄与し得るかを中心に教育実践・教育運動をすすめなければならない。そして、その連帯が生徒・父母、住民・国民の教育要求を教職員集団の都合に応じて誘導することに終わらないためには権利の裏付けのある生徒・父母集団、住民・国民集団と教職員集団との連帯こそ必要なのである。権利ある生徒・父母集団及び住民・国民集団等との連帯によって教職員集団は、単に行政権力の不当な支配に対抗するだけでなく、学校内部における体罰主義的管理主義的な教育を有効に批判克服してゆく力を増大するであろう。このことは、教育基本法第10条第1項に定められた教育の「国民全体に対する直接の責任」をはたすためのいま一つ重要な方途でもある。

以上とともに、教育の自主性・自律性を保障するためには、生徒・父母集団、教職員集団、専門家集団等の民主主義的な代表参加のもとに主権者国民・自治権者住民の制定する法のもとで学校の自治が保障されなければならない。そのためには、イギリス等に見られるような学校に一定の財政権的な裏付けを伴った法人格を認めることを含めた立法が望まれる。

生徒・父母、教職員、住民等の民主主義的な参加と自治の認められた学校運営の制度のもとで、校長は、単に教育委員会等の学校管理機関の下働きであることを越えて学校運営の真の専門家としての力量を求められ発揮し得ることとなる。

### （三）親の教育権

#### （1）子の教育に関する親の特別な権利・権限

言うまでもなく、子どもの教育は、社会の様々な人々によって行われる。

この点について、児童福祉法は、「すべて国民は、児童が健やかに生まれ、且つ、育成されるようにつとめなければならない。」（第1条第1項）、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」（第2条）と定めている。たとえば、学校や地域において、子どもを教育する者として、親は、学校教師やその他の人々と共通の立場に立ち、PTAや地域教育懇談会、教育研究団体等を通じて交流し、協力して子どもの教育にあたりうる。

しかし、現代社会の一定の家族制度・経済制度を前提としての肉親の自然の感情や家庭における日常生活の共同・消費経済の共同に基づいて、親はその子の育成に関して他の一般の人々には期待し得ない特別の役割を果たしている。それ故に、子の親には、人一般が

## 公教育の危機と親の教育権

子どもを含む人一般を教育する自由を越えた、特別の権利が認められている。

この親の教育権は、①親が家庭その他の場において子に対して私教育を行なう権利と、②公教育を受ける権利をもっている子の親権者＝法定代理人として公教育にかかわる権限との、二つの内容から考えることができる。

## (2) 親が子を教育する権利

日本では、民法が、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」(820条)と定めている。実際においても、家庭における教育、子どもを塾や稽古ごとに通わせること(通わせないこと)、子供会やその他任意のサークル・スポーツ組織等に参加させること等は専ら親の責任に任せられている。この親の権利も無制約ではなく、子どもの健全な成長・発達を保護する観点から児童福祉法や労働基準法等の制約を受けている。

## (3) 子どもの教育を受ける権利を補充する親の権限

同時に、現代社会の教育として必要な内容は広汎かつ専門にわたっており、専ら親の能力と責任に発する教育だけでは充分でなく、当該社会で生きてゆくのに人として共通に必要な内容を基礎とした一定の教育を社会全体の力ですべての人に等しく権利として保障することが必要である。これに関して、日本国憲法は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。／すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」(第26条)と定めている。とりわけ、義務教育の制度は、親の子に対する教育の自由を制限しているが、この義務教育の制度には、子どもの教育を受ける権利を社会全体の力によって保護するという要因があり、それには親の恣意からの保護も含まれている。また、公教育は、個々の私人やその集団には期待し難い、主権の下に統合された人民集団のつくり出す、当該社会に普遍的な人間性の育成や当該社会が達成した最も優れた人間性の育成力を担う。公教育では、親は、学校教師を含む他人に優先して自分の子どもを教育する権利を有するのではなく、教育を受ける権利をもっている自分の子どもの権利行使の未熟さを他人に優先して補充する権限をもっていると考えべきである。民法で、「未成年者が法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但単ニ権利ヲ得義務ヲ免レルヘキ行為ハ此ノ限りニアラス／前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得」(第4条)、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」(第818条第1項)と定められているのは、この意味に解すべきである(離婚の場合：第819条、後見人：第857条等)。

公教育における親の教育権は、教育を受ける権利を有する子どもの法律行為を代理する権限であり、この権利の本源的な主体は教育を受ける国民としての子である。

未成年者の法定代理人は、親権者または後見人であり、その権限には、a.同意権、b.代理権、c.取消権がある。「法定代理人の同意を得れば、意思能力ある未成年者は、完全に有効な法律行為を為すことができる。」「法定代理人は、未成年者を代理して財産上の法律行為をなす。 (民824条・859条)・・・意思能力のない未成年者の財産保護の目的は、この代理権によって全うされる。」「法定代理人は、未成年者が同意を得ないでなした法律行為を取り消すことができる。未成年者自身が取消しをなすことはいうまでもない(民120条)。取消しは、相手方に対する意思表示でこれをなす (民123条)。」「未成年者の法律行為に、法定代理人の同意を必要としているのは、未成年者の利益を特に保護するためであるから、未成年者に対する行為能力の制限も、その目的に必要なかつ十分な限度に限られるべきである。したがって、不利益を生ずるおそれのないばあいやその制限がかえって未成年者にとって不利益であるばあいには、未成年者でも意思能力を有するかぎり、完全に有効な法律行為をなすものといわなければならない。」(相原東孝・青林書院新社『体系・民法事典』1982年第3版・30～32頁)。

なお、教育を受ける立場の国民の権利については、これを単に既成の教育を受けるものと消極的に考えるべきではなく、受ける教育の内容・方法について発言・要求する権利、学校を選択する権利、学校運営への参加の権利、教育政策策定・教育立法への参加・教育制度の運営等を含む広義の教育の活動に参加する権利等が、他人の権利・自由を侵害しない範囲で、最大限に認められるものと解すべきであり(憲法第13条)、親は、かかる権利をもつものとしての子の権利行使を補充するのである。

前述の民法820条に基づく親権者の監護・教育権は、親権者の子に対する居所指定権・懲戒権・財産管理権・親権代行権などと並立するものと解するよりは総括するものと解すべきだとの見解(泉久雄・前掲民法事典・719頁)もあるが、子を教育する立場の親の権利と教育を受ける子の権利を補充・代理する親の権限とを区別しておくことは教育法原理上重要な意味をもつと考えられる。

#### (四) 教育改革と親の教育権

##### (1) 公教育に対して親が教育をする権利の保全・発現

公教育の危機を克服し真の教育改革をすすめてゆくに際しての親の教育権のあり方に関しても大きく二つの方途が考えられる。

一つは、わが国の国家・公共団体・学校に専ら全面依存しがちであった教育傾向を正して、親が正当に教育をする主体としてその権利を行使することである。

児童・生徒の放課後・休み中の服装・買物規制、旅行許可等の生活指導や、学校においてではあっても本来学校が法規管理的には規制すべきではない児童・生徒の私的自由に任

## 公教育の危機と親の教育権

せられるべき服装・髪型、態度・心構え等の問題にわが国の学校は立ち入りすぎており、また、父母のほうにもみずからの努力を怠って過度に学校に期待・依存する傾向がみられる。これを正して、信仰や政治信条の教育は言うまでもなく、人間としての生き方や基本的道徳、日常の基本的生活習慣の育成など、父母みずからがやるべきことはやり、学校の過度の干渉は排すべきである。このことは、学校が本来為すべき教育にその力を集中する事をも可能にする。

また、共同保育所や共同学童保育所、共同学習塾等にみられるように、既成の公教育の制度的不備・内容的不十分を補うような、あるいは、公教育の既成の水準を超えるような教育施設を父母有志がみずから共同で運営管理することは、私立学校設置の権利の基礎を成すものであり、親の当然の権利であるとともに、公教育を改善・発展させる契機ともなるものである。

### (2) 公教育における親の教育権

いま一つは、前述の、公教育において子どもの権利を補充・代理するものとして親の権利・権限を行使することである。

これは、さらに二つに分けて考えられる。

その第一は、自分の子の教育について、教員・学校と話し合い要求し説明を受ける権利、子の教育情報を知る権利、不当処分に異議申し立てをする権利、損害賠償請求・不当処分取り消し等裁判を請求する権利等、子どもの個人的権利行使を補充・代理するものである。内申書裁判、丸刈り裁判、日曜授業参観裁判、バイク通学禁止裁判などは、子どもの教育を受ける権利ないしは一般的人権と、教員・校長乃至学校の教育権それぞれの限界と内容とが争われた例である。

その第二は、教育を受ける子どもの集団としての権利を補充するため公教育において親集団としての権限を行使するものである。

教育を受ける立場にある国民の権利は既述のように公教育のあらゆる局面に及ぶべきであるのであるから、それを補充・代理する親の権限も、国、地方レベルでの教育審議会への親集団の代表参加、学校の運営への親集団の参加を含め、当然、公教育のあらゆる局面に及ぶべきものである。

### (3) 学校運営への親（保護者）集団の権限ある参加

このうち、特に、学校運営への親集団の権限ある参加は、今日のわが国の学校教育の危機克服・民主主義的改革のために最も必要であるにもかかわらず制度上欠けており、したがって獲得・確立しなければならない最も基本的かつ重要な教育権であると考えられる。

教育における選別主義・管理主義・体罰・いじめ等の問題に際して子どもの教育を受け



る権利・子どもの人権を守るのは、誰よりも子どもに最も身近にいる親でなければならない。

そういう親の個人的権利がある程度法的に認められているにもかかわらず十分な力をもたず、現実に学校教育において上述の問題的現象が横行しているのは、子どもとその親の集団の教育に関する正当な不満・要求が個々に分断されており、体系的・組織的な選別主義・管理主義の教育に対して無力であるからである。PTAにおいては、ある意味で親の学校教育への参加が認められているが、学校運営に関して校長・教職員に対する法的・制度的な権限は全く欠落している。

今、必要なことは、個々の子どもや親の不満や要求、知識や見解が交流・総合され、その過程で個々人の教育に関する知識や見解が高められ、個別の要求、特殊な要求とともに普遍性のあるみんなの教育要求が明らかにされ発展させられることである。学校運営への親集団の権限ある参加は、制度的、法的にその基礎を与えるものである。

学校運営への親の参加を基礎とするとき、地域・市町村、都道府県、国のあらゆるレベルにおける教育審議会への参加を含め、親集団の公教育制度の組織運営への民主主義的的代表参加も可能となる。

児童・生徒・学生あるいは親の学校運営・公教育制度の組織運営への参加によって教育を受ける者の要求・意思が明らかにされたときに、はじめて、それに応える教育が可能になるわけで、教育をする者としての学校教師の力も真に発揮し得ることとなる。また、国民全体に対し直接に責任を負う教育のあり方、それに反するものとしての教育に対する不当な支配が明確になる。

学校運営、地方、国の教育審議会へ親代表の権限ある参加は、中等教育学校の生徒代表の参加とともに、人類的な普遍性のあることであって、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア等ではおおよそ1970年代以降、すでに制度として成立しており、ソビエト連邦でも今次教育改革の課題として政府方針で確認されているところである。

## （五）親の教育権確立のために

### （1）PTA

現在のPTAでは、ある種の親の学校への参加は現にあるが、法的な権利・権限の裏付けは何もない。大半のPTAでは、会計・集会・印刷・役員の人選が学校管理職優位の管理の下におかれており、そのようなPTA自体が親の学校運営への権利・権限確立のための原動力ある母体となり得るかという、疑問が大きい。ただ、重要なことは、PTAには、名目上は100パーセントに近い、他のいかなる組織にもまして多数の親が組織されていることである。この中で、自主的・自律的な親の教育意思を交流・発展させることは多かれ少なか

## 公教育の危機と親の教育権

れ可能であり、可能な限りで、当然そうすべきである。

一定の範囲を超えて、個別のPTAが、現存学校管理法規にかかわらず学校運営への正当な親の権利・権限を事実として認める民主主義的な組織たり得るか否かは、そのPTAにおいて学級・学年・地域・学校の各レベルで、学校管理職・教員から自律的な親の組織をPTAの内部組織として、例えば「父母部会」としてつくり得るか否かにかかっていると思われる。

不幸にして個別PTAにおいて現存のPTAが全く反民主主義的とみられるような状態にある場合、それでもそのPTAがすべての親を組織している形をとっている以上、これに対抗するような当該学校の親集団の別組織をつくることはきわめて困難である（ここに、PTAの、親の教育権抑圧機能がある。）。その場合には、当該PTAの反民主主義性とそのPTAの根本的な改革の必要性または別の学校親集団の必要性を大半の親に納得させる強力な運動を展開する必要がある。

## (2) 地域教育懇談会

現在、教育改革が全国的な問題となっており。政府・財界主導の「教育改革」への批判・抵抗の組織も含めて、全国かなりの地域で、特に大阪等では比較的多く、父母、教職員、自治体職員、各種の専門家等を含む地域の人々の教育に関する交流・研究・運動等の自主的な組織として教育懇談会その他様々な名称の組織があり活動している。

その場合、現実的な利害や力量や運動の持続性の必要上、教職員組合やその支部、分会ないしはその責任者・担当者の主導性の下にこの種の組織が活動している場合が多い。このことは、わが国の教育運動の現状において総じて肯定すべきことと考えられるが、親の教育要求の実現・親の教育権の形成・確立という観点、長期的にみた国民の教育権全体の発展という観点からするとこの種の組織においても自主的・自律的な親の教育組織の生成・確立を目指すことが重要と思われる。なぜなら、教職員は学校での日常の業務を基礎として職員会議や組合の会議など多かれ少なかれ集団としての教育意思を形成しているが、多くの場合、親にはその機会が欠けている。しかし、真の父母と教職員の協力はどちらも集団の意思を形成してその対等な協力の上になりたつものとかんがえられるからである。したがって、例えば、教育懇談会が親集団のものとして発足している場合などは、会の運営を学校教員会員に主として頼るのではなく、運営計画の策定、会報・ニュースの発行等主要事務は非教員である親が主として担当する、費用調達・会場確保等も教職員組織に頼ることは避ける、仮にあっても二分の一以下を限度とする、二回に一回以上は親だけの会合にするなど親自身の自主的自律的な教育観・要求・運動が発展するよう留意することが重要であろう。また、教育懇談会が教職員組織の発意・主導の下に発足している場合には、教職員組織としては、親代表にも恒常的な事務局担当事務を割り当てる、親・非教員部会

をつくるなど親・非教員集団の教育意思が自律的なものとして発展するように留意することが望まれる。

なお、念のため付言するが、公教育に関する自律的な父母集団づくりを目指すことは、父母が公教育に関してまずこのことだけを追求すべきことを意味しない。真理と平和と民主主義の教育が児童生徒学生・父母、学校教職員を含む関係者相互の敬愛と協力によって行われるようにしてゆく全体としての運動の中に父母の教育集団作りを位置づけるべきである。「父母の教育権」を必要以上にふりかざして学校教員の無用な反発・教員との無用な対立を招くことを避けること、父母、教員を問わない未分化な教育運動・交流の中で実質的に父母と教員の相互信頼を広げ深めてゆくこと、状況に応じて学校教員やその集団援助や協力を得て自律的父母の教育集団づくりを目指すこと等にも充分留意すべきであろう。

### (3) 地域子ども会育成会

現在、多くの地域では自治会・町内会との関わりで地域単位に子ども会が組織されており（1971年『青少年白書』で約600万人）、それを指導すべく親が「子ども会育成会」等の名称で組織されている。

これは、運営のあり方によっては校区の親の教育に関する協同の機会として機能し、学校教育についても部分的な役割を果たし得るものと思われる。その場合、これが学校内の組織でないことが、既成の学校体制からの親の自主・自律を容易にするという利点もある。

### (4) 親の自主的な教育運動集団の恒常的な交流・連絡・協同研究

学校単位での親の教育要求の実現・学校運営への親の教育権の確立のためには、学校単位の親集団の教育運動の発展がなければならないが、そのためには無数の学校単位での親の教育運動の経験を交流・研究・集約・継承・発展させるための、学校を超えた地域的、全国的な、親を中心とする自律的恒常的な組織がなければならない。

全P研ないしはその関西支部がそのような組織の一つたることを期待する。

付記 以上は、全国PTA問題研究会関西支部（青木一代表、山口明子事務局長）より要請され、下記の場において報告した内容の原稿である。

全国PTA問題研究会 '88関西集会（上記支部主催 1988年7月17日 於：大阪市天満橋・大阪府立労働センター） 第四分科会「親の公教育参加のみちすじをさぐる」